

「6月のあれこれ」6月は梅雨の時期。梅雨の由来は「梅の熟す時期の雨」という説があります。

# 児童手当現況届。子育て世帯臨時特例給付金のお知らせ

今年度は「児童手当現況届」と「子育て世帯臨時特例給付金申請書」が一枚になった用紙を、公務員の方を除く該当者に6月中旬頃に郵送します。受付は窓口受付と郵便受付があります。郵便受付の場合は、回封されている封筒にて返信してください。

「児童手当現況届」「子育て世帯臨時特例給付金」については、次の説明をお読みください。

## 児童手当現況届

児童手当を受けている方が続けて手当を受けるためには、毎年6月に現況届を提出しなければなりません。

この届は、毎年6月1日における状況を把握し、児童手当を引き続き受ける権利があるか確認するために行うものです。この届を提出しないと、6月以降の児童手当が受けられなくなりますので、必ず提出してください。

### ▼提出期限

6月30日(火)(郵送の場合)、6月30日(火)(消印有効)

### ▼提出書類

#### ●現況届

#### ●印かん(押印)

また、必要な書類は受給者(保護者)によって異なります。

#### ●受給者(保護者)の健康保険証の写し

厚生年金等加入者は、受給者(保護者)の健康保険証のコピーが必要です(国民年金加入者の場合は不要です)。

#### ●平成27年度児童手当所得証明書

住民登録がなかった方は、平成27年度(平成26年中)の所得を証明している(児童手当所得証明書が必要)です。平成27年1月1日の住民登録地で取得してください。

※その他必要に応じて提出する書類がある場合がありますので、詳しくはお手元に届く現況届等でご確認ください。

## 子育て世帯臨時特例給付金

子育て世帯の家計への負担を減らすために支給する給付金です。

給付金を受け取るためには申請が必要です。

所得制限などを審査した上で、給付いたします。

### ▼受付期間

6月15日(月)から11月30日(月)(郵送の場合、11月30日(月)消印有効)  
※町へ提出する児童手当現況届の提出期限は上記のとおり6月30日(火)となりますので、ご注意ください。

### ▼提出書類

#### ●申請書

#### ●印かん(押印)

※給付金の受取方法を、児童手当振込口座または平成26年度子育て世帯臨時特例給付金振込口座以外に変更を希望する場合には、別途提出書類が必要になります。

※詳しくはお手元に届くご案内等でご確認ください。

## 公務員の方はご注意ください

児童手当を職場から受給している公務員の方には、町からご案内や申請書は送付いたしません。

職場から配布された案内をもとに、申請書等をご提出ください。

### ▼提出書類

●申請書(「公務員児童手当受給状況証明欄」に所属庁の証明を受けてください)

#### ●印かん(押印)

※給付金の受取方法を、平成26年度子育て世帯臨時特例給付金振込口座以外に変更を希望する場合には、指定した口座が確認できる通帳等の写しが必要になります。

○所得の低い方の家計への負担を減らすために支給する「臨時福祉給付金」については、9月以降に申請書の郵送を予定しています。詳細が決まり次第お知らせいたします。

### ▼問い合わせ先

福祉課 子ども子育て係

☎ 91330



# 6月4日～6月10日は『**歯と口の健康週間**』です！

## ●『8020運動』～80歳になっても20本以上自分の歯を保とう！～

20本以上の歯があれば、噛む力が充分にあり、硬いものでも自分の歯で食べられると言われています。自分の歯で食事をとり続けるためには、子どもからお年寄りまでの各世代で、歯を失わないようにしっかりと『むし歯』と『歯周病』を予防していくことが大切です。

## ●歯を失う2大原因は、『むし歯』と『歯周病』です。

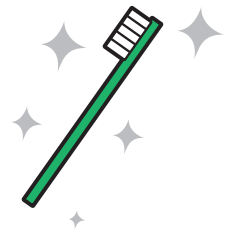
むし歯や歯周病によって、

- ・歯を失う→よく噛めなくなり食生活が偏る
- ・むし歯菌、歯周病菌が繁殖→全身に菌が感染する

↓これが原因で…

**糖尿病、誤えん性肺炎などのさまざまな病気の引き金に!!**

お口の中の環境が悪いと、全身の健康状態に影響します。むし歯や歯周病を予防するためには、“むし歯菌”と“歯周病菌”を取り除くことが大切ですので、毎日の歯みがきをしっかりと行い、歯を失うことを防ぎましょう。



## 6月11日『**フッ素塗布**』を実施します★

町では、むし歯予防事業の一環として、今年度1回目のフッ素塗布を実施します。対象のお子さんは、ぜひご参加ください(年間2回実施します)。

- ▶受付日時＝6月11日(木) 午後1時～4時
  - ▶場所＝上三川いきいきプラザ 検診ホール
  - ▶費用＝無料
  - ▶対象＝平成21年4月2日～平成24年4月1日生まれのお子さん
- ※対象のお子さんには、ご案内を郵送しています(予約不要)  
※2回目のフッ素塗布は、10月22日(木)に予定しています。

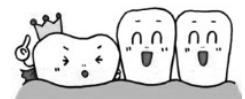


## ●年長さん、小学1年生でもお口のチェックを

6歳の頃になると、『第1大臼歯(6歳臼歯)』と呼ばれる歯が生えてきたり、前歯が生えかわる時期です。

### ★第1大臼歯(6歳臼歯)

- ・一番奥に生える初めての大人の歯(永久歯)です。
  - ・大きさや噛む力が最も強く、噛み合わせや歯並びの基礎となる重要な歯です。
  - ・生え始めが乳歯よりも背が低いので、歯ブラシが届きにくく、実はむし歯になりやすい歯です。
- この頃のお子さんは、まだ一人で上手に歯みがきができません。寝る前にしっかりとお口の中を見てあげましょう。



▶問い合わせ先＝健康課 母子健康係 ☎(56) 9132

2012©D.H